

居宅介護支援センター はっぴいあかり

契約書

様

社会福祉法人 あかり福祉会

居宅介護支援センター はっぴいあかり 契約書

様（以下、「利用者」という）と、居宅介護支援センターはっぴいあかり（以下、「事業所」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

- 第1条 1 事業者は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮し、介護保険法等の関係省令および、この契約書に従い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2 事業者は当該計画に基づいて、適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整、その他の便宜を提供します。
- 3 事業者は、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが、特定の種類やサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立なサービス提供を行います。

（重要事項説明書の準用）

- 第2条 1 以下の、本契約に規定されている内容以外の重要事項については、別途付属の重要事項説明書の準用をもって契約内容とします。

（契約期間）

- 第3条 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間終了までとします。
- ただし、契約期間の満了日以前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定等の有効期間の満了日が更新された場合、または要介護認定等の更新認定を受けた場合は、更新後の要介護認定等の有効期間が満了する日までとします。
- 又は、要介護認定等で要支援又は非該当と認定された場合、本契約は更新されません。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、本書により契約解除の申し出がない場合、契約は更新されたものとします。
- 3 利用者は、当事業所に対し、契約書の添付した「契約解除申し出書」を解約する日の7日前までに事業所に届け出ることによって、この契約を解除する事ができます。
- 4 利用者は、前項の規定に関わらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに、この契約を解除する事ができます。
- 5 当事業所は、利用者に対して契約終了日の1ヶ月までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解除することができます。この場合、当事業所は、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるように支援します。
- 6 当事業所は、次の場合、1ヶ月以上の事前申し出期間なしにこの契約を解除することができます。
- 利用者、もしくは、そのご家族による継続しがたいほどの重大な行為により、円滑なサービスが提供できなくなる場合（例：ハラスメント行為、過剰要求、名誉棄損など）。この場合は、解約する理由を示した通知で解約することができます。

(居宅介護支援の担当者)

第4条 利用者を担当する、居宅介護支援の担当者については、契約別紙に記載します。

(利用者のご負担金)

第5条 重要事項説明書に基づき、利用者にご負担いただく料金については、契約書別紙に記載します。

別添、重要事項説明書の内容を説明した上で、本契約を締結します。

なお、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者、署名代行人が署名の上、1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 加古川市加古川町中津557番地1号

名 称 居宅介護支援センター はっぴいあかり

理事長 礒野 直子 印

利 用 者 住 所

氏 名 印

利用者は、署名ができない為、利用者の意思を確認の上、私が代行します。

署名代行人 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)

1 担当の介護支援専門員

利用者を担当する介護支援専門員は、

氏 名

連 絡 先 0 7 9 - 4 2 3 - 3 3 3 5

2 利用者様の負担金額

居宅介護支援サービス利用に伴う、利用者の負担金は、

1 ヶ月あたり、 0 円です。